

協力医療機関協定書

社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団（以下「甲」という。）と岐阜市（以下「乙」という。）は、甲が設置する施設と乙が設置経営する岐阜市民病院について、次のとおり協力医療機関に関する協定を締結する。

（協力医療機関）

第1条 乙が設置経営する岐阜市民病院を甲が設置経営する施設の協力医療機関と定め、施設の利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、乙は受入状況等にやむを得ない事情がある場合を除き、甲の要請に基づき、乙は迅速に適切な対応をとるものとする。

2 甲が設置経営する施設は別紙のとおりとする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月7日

甲 岐阜市都通2丁目23番地
社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団
理事長 疋田 宗義



乙 岐阜市鹿島町7丁目1番地
岐阜市民病院
岐阜市病院事業管理者 岩 間



(別紙)

社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団が設置経営する施設

1. 老人デイサービスセンター
「あんさんぶる市橋」
2. 地域活動支援センター
「みやこ障害者センター」
3. 就労継続支援・就労移行支援・生活介護・自立訓練・就労選択支援施設
「さくらぎハレとケ研究所」
「ワークサポートひの」
「ワークサポートあおやぎ」
「ワークサポートあすなろ」
「ワークサポートやないづ」
「アートフィールド」
「ぎふジョブセレクト」
4. 障がい者共同生活支援事業施設
「障がい者共同生活支援センター」
「第2障がい者共同生活支援センター」
5. 特定施設入居者生活介護施設
「養護老人ホーム寿松苑」